

外傷患者への対応を解説

軟口蓋の傷は頭部損傷も

11月度生涯
研修講座



「外傷治療の予後は初期対応に大きく左右される」と語る中原寛和氏 (正面奥)
=11月18日、M&Dホール

歯科臨床学部は、中原寛和氏(近畿大学医学部付属病院歯科口腔外科准教授)を講師に生涯研修講座「口腔顔面外傷患者への対応」を11月18日、M&Dホールで開いた。88人が参加した。

外傷の治療は、初期対応により予後は大きく左右されると述べた。的確な診断として近年の治療方針としてガイドラインに沿った治療が行われている。治療方針として「外傷

処置治療ガイドライン」と「外傷治療ガイドライン」の2つの外傷治療のガイドラインがあり、過去に緊急治療で死亡になった症例、外傷の重傷度として頭部打撲はCT撮影が必要である事などを説明。小児の外傷で口蓋部で骨が見えているときは縫合のみで、軟口蓋に傷がある時はCTを撮影し頭部及び頭蓋底部への損傷をみるとした。

脱臼の保存にはアイースキーパーネオ、牛乳、生理食塩水、唾液があり、成人の外傷のポイントとして骨折している所は抑えると痛みがあり、腫れている所には内出血、介連骨折や関節頭の骨折はないかみる。骨折の治療は吸収性のプレートで行い、擦過傷へは湿潤療法で対応する。歯の外傷には歯冠破折、歯根破折、脱臼、陥入、挺出、歯槽骨骨折があり各々の定義、診断、治療目的、治療、経過観察、予後を話した。

次に診断に苦慮する口腔粘膜疾患について口腔癌の鑑別には炎症、白板症、扁平苔癬、カンジタ症があり、口腔領域の悪性腫瘍の好発部位、粘膜疾患の色や形について述べ、必ず触診して硬ければ悪性腫瘍を考える。MRI、CT、超音波エコー、PETについて話して質疑応答を行い講演を終了した。

条例制定を検討せず

4都府県が「予定なし」

歯科口腔保健

歯科口腔保健法が成立して1年以上が経過した。全国の自治体では、歯と口腔の健康への推進していくために、口腔保健条例の制定が相次いでいる。10月時点で6割に迫る28県が制定しており、15府県が検討を進

めている。

全国で大半の道府県が口腔保健の推進に踏み出すなか、大阪・東京・石川・福井の4都府県だけが条例制定に向けた議論をすすめていないことが明らかになった。

体の責務として、「歯科口腔保健の推進に関する施策」に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定している。協会は、条例できちんと定めることが口腔保健推進の第一歩につながるから、早期制定を求めている。同時に、口腔保健法に基づき、実効性のある口腔保健施策を実施するため、府民一人ひとりの口腔内の健康状況を把握するよう訴えている。

大阪府 交渉 2012

大阪府における歯科口腔保健の位置づけを高め、歯科口腔保健推進事業などを設置する(6)

口腔保健条例の制定状況

制定済み
新潟、北海道、長崎、静岡、島根、千葉、岐阜、愛媛、佐賀、茨城、長野、熊本、高知、栃木、宮城、神奈川、広島、宮崎、兵庫、岡山、埼玉、香川、和歌山、徳島、山口、三重、福島、秋田(※制定順)
制定に向け検討中
青森、岩手、山形、群馬、山梨、愛知、富山、滋賀、奈良、京都、鳥取、福岡、大分、鹿児島、沖縄
制定の予定なし
東京、石川、福井、大阪

※10月時点。8020財団の資料と大阪府交渉での府の回答を基に作成

【協会の要望】

- ◇ 歯科口腔保健の推進に関する法律(口腔保健法)に基づき、口腔保健条例を制定すること
- ◇ 口腔保健法に基づき、歯科口腔保健の推進のための方針、目標、計画、その他の基本的事項を策定すること
- ◇ 歯科口腔保健の推進のための方針、目標、計画、基本事項の策定にあたり、府民の口腔内の健康状況の把握に努め、適切で効果的な口腔保健事業を実施すること
- ◇ 大阪府における歯科口腔保健の位置づけを高め、歯科口腔保健推進事業などを設置すること

2012大阪府交渉

- ① 府政全般について
 - ・ 無駄な大型開発の推進を止め、いのちと暮らしを守る施策の充実で府民の生活を守る
- ② 福祉医療費助成制度について
 - ・ 府民がお金の心配なく、いつでも、どこでも、安全・安心な医療を受けられるよう福祉医療費助成制度の窓口負担を当面、月500円とし、段階的に無くすること
 - ・ 全国で最低水準の乳幼児医療費助成制度の対象年齢を入院時とも義務教育終了まで拡大すること
- ③ 国民健康保険事業について
 - ・ 市町村・国保組合への補助金を増額し、高すぎる国保料の抑制に努めること
 - ・ 18歳未満のすべての子どもたちに通常証を発行すること
 - ・ 福祉医療費助成制度の対象者を資格証明書の対象から除外するよう市町村に指導すること
- ④ 医療費適正化計画について
 - ・ 口腔内の健康は全身の健康に直結していることから府民の健康増進を進める上で歯科口腔保健事業の位置づけを抜本的に高めること
- ⑤ 審査・指導の民主化について
 - ・ 指導に際して、被指導者の求める陪同者を認めること
 - ・ 集団的個別指導や個別指導(新規含む)は、複数日を予定日とし、日曜日等の休日にも実施すること
 - ・ 指導後、診療報酬の自主返還を求めないこと
 - ・ 新規個別指導の結果にもとづく「再指導」を実施しないこと
- ⑥ 口腔保健事業について
 - ・ 歯科口腔保健の推進に関する法律(口腔保健法)に基づき、口腔保健条例を制定すること
 - ・ 歯科口腔保健の推進のための方針、目標、計画、基本事項の策定にあたり、府民の口腔内の健康状況の把握に努め、適切で効果的な口腔保健事業を実施すること
- ⑦ 歯科医療の供給体制について
 - ・ 一次医療機関での受け入れ困難な患者に対応するため、府立系5病院は公的な基幹病院として位置づけ、歯科が設置されていないところについては設置を急ぎ、医療圏ごとの整備計画を整えること
- ⑧ 全ての歯科医師に対する公平な情報提供と機会均等について
 - ・ 歯科医療機関の法人設立にもなう認可申請窓口を大阪府歯科医師会のみとせず、府の担当課や保険医協会でも行うよううにすること
- ⑨ 府の税制・融資制度について
 - ・ 開業資金融資制度の無担保無保証人分の限度額をさらに引き上げること
- ⑩ 介護保険制度について
 - ・ 介護保険に口腔保健を位置付け、介護予防も含めた要介護認定者への歯科健診を実施すること
 - ・ 多くの自治体で保険料の引き上げや市町村独自減免制度廃止につながる「介護保険広域化」方針は撤回すること

福祉・医療施策を拡充し、歯科医療提供体制整備と口腔保健事業の充実を求める要望書(抜粋)

転職・就職活動をお手伝いします!!

求人登録 就職まで **¥0**

ホームページ <http://harmonic-net.co.jp>
 e-mail info@harmonic-net.co.jp
 フリーコール 0800-111-4510(イーネット)
 まずはお気軽にご相談下さい。(相談無料)

歯科医師 歯科衛生士

弊社では関西圏に登録病院300件以上の実績がございます。信頼のおけるエージェントがあなたに合った歯科医院をお探し致します。

お申し込み～勤務まで

STEP1 弊社エージェントとの面談(求職本登録の完了)
ご希望をお伺いし、求人票を提示いたします。

STEP2 面接・見学(希望求人先とのマッチング)
エージェントが同行いたしますので安心下さい。

STEP3 体験アルバイト実施(ご希望の方を対象とします)
体験アルバイトについては、給与+交通費が支給されます。

STEP4 採用(ハーモニクからのご連絡)
不成立の場合は、新しい求人先をご紹介します。

「クリック」
ハーモニクネット 検索